

正誤表・追補

1. 正誤表
2. 第4次食育推進基本計画の概要
3. 食料自給率
4. 食品ロス
5. 特定給食施設における栄養管理の基準
6. 妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針
7. 第4次京都府食育推進計画

1. 正誤表

本文中、下線部分に誤りがございます。お詫びして訂正いたします。

	誤	正
p.28 下から10行目	●年齢階級別 図2-11に示したように、 <u>男女ともに15～19歳で欠食率が高くなり、20代で最も高く、男性30.6%、女性23.6%である。</u>	●年齢階級別 図2-11に示したように、男性は15～19歳から、女性は20～29歳から欠食率が高くなる。最も高いのは、男性は40代28.5%、女性は30代22.4%である。
p.67 表3-10 身体状況調査	⑤1日の身体活動量(歩数)(満20歳以上):1日の歩行数を歩数計で測定 ⑥四肢の筋肉量(満60歳以上)	⑤栄養状況調査の④番目の項目とする ⑥削除

2. 第4次食育推進計画の概要 ▶▶関連ページ p.12, 84, 85, 86, 87, 140

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めている。第4次食育推進計画は、令和3～7年度までのおおむね5年間を期間としている。基本的な方針として3つの重点事項を掲げ、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進するとしている。

①基本的な方針(重点項目)

下記をSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

- ・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進(国民の健康の視点)
- ・持続可能な食を支える食育の推進(社会・環境・文化の視点)
- ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進(横断的な視点)

②推進する内容（抜粋）

①家庭における食育の推進	⑤生産者と消費者との交流促進，環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成 ・在宅時間を活用した食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験や地産地消の推進 ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進 ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開
②学校，保育所等における食育の推進	⑥食文化の継承のための活動への支援等
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の一層の配置促進 ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など，地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進 ・学校給食等においても，郷土料理の歴史やゆかり，食材などを学ぶ取り組みを推進
③地域における食育の推進	⑦食品の安全性，栄養その他の食生活に関する調査，研究，情報の提供および国際交流の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸につながる食育の推進 ・地域における共食の推進 ・日本型食生活の実践の推進 ・貧困等の状況にある子どもに対する食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ・食品表示の理解促進
④食育推進運動の展開	
<ul style="list-style-type: none"> ・食育活動表彰，全国食育推進ネットワークの活用，デジタル化への対応 	

③第4次食育推進基本計画における目標

目標番号	具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1	食育に関心を持っている国民を増やす		
	①食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2	朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
	②朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
	③地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす	70.7%	75%以上
4	朝食を欠食する国民を減らす		
	④朝食を欠食する子供の割合	4.6%*	0%
	⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
5	学校給食における地場産物を活用した取り組み等を増やす		
	⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取り組み回数	月9.1回*	月12回以上
	⑦学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合	－	90%以上
	⑧学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合	－	90%以上

6	栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
	⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
	⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
	⑪1日あたりの食塩摂取量の平均値	10.1g*	8g以下
	⑫1日あたりの野菜摂取量の平均値	280.5g*	350g以上
	⑬1日あたりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%*	30%以下
7	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
	⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
8	ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
	⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
9	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
	⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人*	37万人以上
10	農林漁業体験を経験した国民を増やす		
	⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
11	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
	⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
12	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
	⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
13	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
	⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%*	80%以上
14	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
	㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	55%以上
	㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
15	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
16	推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
	推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%*	100%

* 令和元年度の数値

3. 食料自給率 ▶▶関連ページ p.15, 174

(%)

		令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年) 概算値
品目別 自給率	米	97	97
	小麦	16	15
	大麦・はだか麦	12	12
	いも類	73	73
	豆類	7	8
	野菜	79	80
	果実	38	38
	肉類(鯨肉を除く)	52	53
	鶏卵	96	97
	牛乳・乳製品	59	61
	魚介類	53	55
	海藻類	65	70
	砂糖類	34	36
	油脂類	13	13
	きのこと類	88	89
穀物(食用+飼料用)自給率		28	28
主食用穀物自給率		61	60
共有熱量ベースの総合食料自給率		38	37
生産額ベースの総合食料自給率		66	67
飼料自給率		25	25

注)「公衆栄養学」p.174 ⑤食料自給率の注を参照されたい。なお、国産米在庫
取崩し量は、令和元年度が48千トン、2年度が▲300千トンである。

資料)農林水産省：食料需給表

4. 食品ロス ▶▶関連ページ p.36

令和元(2019)年度の食品ロス発生量(推計)は、全体で570万トン、そのうち家庭261万トン(46%)、事業者309万トン(54%)であった。前年と比較すると、全体では612万トンから570万トンと減少した。事業者の内訳は、食品製造業(22%)が最も多く、次いで外食産業(18%)、食品小売業(11%)、食品卸売業(2%)であった。

5. 特定給食施設における栄養管理の基準 ▶▶関連ページ p.55 表 3-6

身体状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理および評価について
① 利用者の性、年齢、身体状況、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。
② ①で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。
③ ②で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理および提供を行うこと。
④ ③で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
⑤ なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化ならびに肥満およびやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。
提供する食事（給食）の献立について
① 給食の献立は、利用者の身体状況、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組み合わせや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
② 複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組み合わせを提示するよう努めること。
栄養に関する情報の提供について
① 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
② 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。
書類の整備について
① 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
② 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。
衛生管理について
給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。
災害等の備え
災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

6. 妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針—妊娠前から、健康なからだづくりを—

▶▶関連ページ p.71, 72

「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期および授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、平成18（2006）年2月に策定された。指針においては、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすくイラストで示した妊産婦のための食事バランスガイドや、妊娠期における望ましい体重増加量等を示している。

令和3（2021）年には、健康や栄養・食生活に関する課題を含む、妊産婦を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、改定された。改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むこととし、名称は、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」とされた（表1）。

表1 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針

-
1. 妊娠前から、バランスのよい食事をしっかりととりましょう
 2. 「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと
 3. 不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと
 4. 「主菜」を組み合わせるとたんぱく質を十分に
 5. 乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを十分に
 6. 妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に
 7. 母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで
 8. 無理なくからだを動かしましょう
 9. たばこやお酒の害から赤ちゃんを守りましょう
 10. お母さんと赤ちゃんのからだと心のゆとりは、周囲のあたたかいサポートから
-

7. 第4次京都府食育推進計画 ▶▶関連ページ p.87, p.88

第4次計画では、府民一人ひとりに対し食に関する正しい知識の更なる浸透を図り、主体的な行動変容に繋げる取り組みを強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、社会情勢が大きく変化したことから、ICTツール等を活用した食の情報発信など新しい生活様式・新たな日常に対応した取り組みを進める（表2）。

●第4次京都府食育推進計画の推進体制（表3）

①府民運動として推進

- ・健全な食生活の実践には、各団体がそれぞれの役割や特性を生かし、連携して取り組むことが重要。食育に関連するさまざまな団体が加入している「きょうと食育ネットワーク」やその他食育にかかわる団体と連携し、食育を府民運動として推進する。
- ・住民により近い市町村と連携し、この計画に基づく市町村食育推進計画の作成を進めるとともに、それぞれの役割に基づく取り組みを推進する。

②京都府内における体制

- ・京都府の消費者行政の推進を図るための全庁的な組織である京都府くらしの安心・安全推進本部に置かれた食の安心・安全部会において、農林水産部に加え、府民環境部、文化スポーツ部、健康福祉部、商工労働観光部、教育庁指導部など関係部局が連携し、総合的に食育の取り組みを進める。

表2 第4次京都府食育推進計画の目標

施策体系		項目（新：新規，継：継続）		現状値 （令和元）	目標値 （令和7）	担当課
多様な主体による食育の推進	家庭における 食育の推進	1 （新）	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合	69.1%	80%	農林水産部 農政課
		2 （継）	朝食を毎日食べる府内小学生の割合（6年生）	85.3%	95%	教育庁 学校教育課
	朝食を毎日食べる府内中学生の割合（3年生）		79.7%	90%		
	学校等における 食育の推進	3 （継）	きょうと食いく先生の授業数	373 授業 / 年	554 授業 / 年	農林水産部 農政課
		4 （継）	学校給食における地場産物*1を使用する割合（金額ベース）	20.6%	30%	教育庁 保健体育課
	地域における 食育の推進	5 （新）	食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	68%	100%	農林水産部 農政課
6 （継）		きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数	788 店舗	800 店舗	健康福祉部 健康対策課	
食育の効果的な推進のための取り組み	食育への 関心の向上	7 （新）	京の食文化の語り部のオンライン講座受講者数	0 人 / 年	300 人 / 年	農林水産部 流通・ブランド 戦略課
		8 （新）	和食文化人材の育成人数（京都府立大学文学部和食文化学科在籍者数）	36 人 / 年	120 人 / 年	文化スポーツ部 大学政策課
	新しい生活様式・ 新たな日常への対応	9 （新）	ICTを活用した情報発信数	30 回 / 年	300 回 / 年	部局共通
		10 （新）	ICTを活用して食育宣言を行う府民の数	0 人	累計 10,000 人	農林水産部 農政課

表3 推進体制

保育所，幼稚園，学校関係等 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども，保護者への食の啓発や情報提供 ・保育や学校教育活動，給食を通じた指導 ・地域に根ざした食育，地域等と連携した体験活動の実施 	職場 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康づくり ・健康診断に基づく食生活指導 ・社員食堂における健康に配慮した食事の提供
医療，保健，福祉関係等 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の発症，重症化予防 ・食と健康の観点からの指導 ・福祉的な配慮や支援，情報提供 	食品関連事業者，農林水産業者 <ul style="list-style-type: none"> ・健康に配慮した商品，メニューの提供 ・農林水産物の生産や食品の情報や知識の提供 ・体験や交流の機会の提供
地域活動団体 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における地場産物や食文化，郷土料理，望ましい食生活等，地域に適した食育 ・食を通じた交流，地域の支援 	市町村 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした施策立案，実施（食育推進計画の作成と実施） ・地域の人材育成や支援，あらゆる機会を通じた食育
京都府 <ul style="list-style-type: none"> ・食環境の整備 ・各種団体との連携，団体間の活動の調整 ・情報提供，人材育成や支援，あらゆる機会を通じた食育 	きょうと食育ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ・食育に取り組む団体がそれぞれの特性を生かし，協働して，府民運動として食育を推進 ・食の啓発や情報発信，食育活動の支援

訂正・正誤等の追加情報につきましては，弊社ホームページ内にてご覧いただけます。

<https://www.daiichi-shuppan.co.jp>

(2022.2 1429-3)